

第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画等策定支援業務仕様書

八尾市では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えて、高齢者が自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちをめざし、介護サービスの整備や取組みを実施しているところです。第9期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を基に実施している各事業等の評価、意向、課題の分析及び各実態調査の結果を踏まえるとともに、新たに作成する認知症施策推進計画や今後予定されている介護保険制度改正を視野に入れ、第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、並びに認知症施策推進計画を策定します。

1. 委託業務名

第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等策定支援業務

2. 委託期間

契約締結時から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

(1) 計画書策定支援

① 計画書策定支援及び計画書作成業務

【高齢者保健福祉計画】

- ・ 施策の現状評価・課題検討支援
- ・ 地域包括ケア見える化システムへの登録・推計支援
- ・ その他計画策定に必要と思われる支援

【介護保険事業計画】

- ・ 要介護認定者数、介護サービス見込量等計画策定に要する数値の推計支援
- ・ 保険料推計支援
- ・ 介護保険事業計画用ワークシート作成等にかかる支援
- ・ 施策の現状評価・課題検討支援
- ・ 予定されている制度改正にかかわる検討支援
- ・ 地域包括ケア見える化システムへの登録・推計支援
- ・ その他計画策定に必要と思われる支援

【認知症施策推進計画】

- ・ 現状分析や課題検討支援
- ・ その他計画策定に必要と思われる支援

② 成果品

- ・ 第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画書
(A4版2色150頁程度、電子媒体で納品) 納期：令和9年2月下旬
- ・ 第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画書(概要版)
(A4版2色20頁程度、電子媒体で納品) 納期：令和9年2月下旬
- ・ 第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(骨子案)
骨子案…計画の概要、高齢者の現状と将来人口推計、第9期計画の現状と課題、
第10期計画の基本的な考え方と方向性について
(電子媒体で納品) 納期：令和8年7月上旬
- ・ 第10期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画書(素案)
素案…骨子案に施設整備の方向性、介護サービスの見込量の算出を追加
(電子媒体で納品) 納期：令和8年10月中旬

③ その他

- ・ 月1～2回程度打ち合わせを予定
- ・ 本業務実施におけるスケジュール表の作成

(2) 介護保険給付費分析業務

- ・ 令和6年度、令和7年度及び令和8年度上半期における介護保険給付費実績の分析

- 歴年のデータ比較
- 全国、府域及び日常生活圏域等の市町村比較
- 上記比較の数値分析、要因分析、改善策等の提案など

・ 上記業務にかかる高齢介護課担当者との打ち合わせ

(3) 八尾市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（年3回程度）及び専門部会（年2回）の支援

※ 7月下旬（計画書骨子案を審議）、11月上旬（計画書素案を審議）、2月上旬を予定

専門部会は7月および11月の高齢者福祉専門分科会と同日に実施の予定

・ 第10期計画策定に関する報告資料作成

(4) その他

・ 上記業務に伴う各種会議の運営サポート（打ち合わせの会議録の作成等）

・ その他、本業務にあたり必要と考えられる支援

4. 委託料の支払時期

成果品の検査終了後、市が請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

5. 権利関係

本業務に基づき作成される著作物に関する著作権の帰属については、市に譲渡されるものとし、受託者は著作者人格権を市の意思に反して行使し得ない。

6. 留意事項

(1) 成果品についての協議・承認

受託者は、成果品について本市と協議を行い、承認を得ること。

(2) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたって、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(3) 再委託について

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 協議・報告

受託者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、本市は、業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

(5) 損害賠償について

受託者は、本業務の履行にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、これを受託者の負担とし、その損害に相当する金額を損害賠償として本市又は当該第三者に支払わなければならない。

(6) 仕様書に定めのない事項等に関する協議

本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、別途、本市と受託者が協議して決定する。